

# 習志野市市民協働基本方針

平成21年4月

習 志 野 市

# 目 次

1. 基本方針策定の趣旨	1
(1) 基本方針策定の目的	
(2) 基本方針の位置付け	
(3) 見直し	
2. 用語の定義	3
3. 市民協働の基本原則	5
4. 市民協働の形態等	6
(1) 市民協働の形態	
(2) 市民協働の領域	
(3) 市民協働の分野	
5. 市民協働と市民参加、市民参画の関係	9
6. 市民協働の各主体の役割	10
7. 推進体制および環境の整備	11
8. 市民協働事業の評価	13

## 基本方針案策定にあたっての関連資料

- 資料1. 習志野市で活動している市民活動団体の分野別事例
- 資料2. 市民参画の方法
- 資料3. 習志野市市民協働基本方針策定委員会設置要綱
- 資料4. 習志野市市民協働基本方針策定委員会名簿
- 資料5. 習志野市市民協働事業調査報告

## 1. 基本方針策定の趣旨

### (1) 基本方針策定の目的

#### 背景

国と地方自治体との行政システムの枠組みが大きく変わり、行政を取り巻く環境が厳しさを増す中で、行政には、従来の右肩上がりの価値観でなく、自治体経営の視点から市民ニーズを的確に捉え、効率的・効果的な公共サービスを実現していくことが求められています。

しかし、近年の少子・高齢化、子育て、環境、教育、防犯・防災など地域の社会的課題は複雑・多様化しており、行政のみで十分な対応をすることが困難なケースも生じています。

このような中で、NPO、ボランティア活動団体、企業、学校、町会・自治会など多様な主体が公共サービスの担い手となり、地域の課題解決に向けて行政と協力・協調する「協働」の必要性・重要性がクローズアップされています。

これは、地域で活動する市民の皆さんが、主体的に課題解決に向けて市民サービスの担い手となることで、質の高いきめ細かなサービスの提供が可能となるからです。

一方、行政には、この現状を踏まえたうえで、市民と行政との適切な役割分担など協働の仕組みを構築し、積極的に協働の取り組みを検討し実施していくことが求められています。

#### 習志野市の取り組み

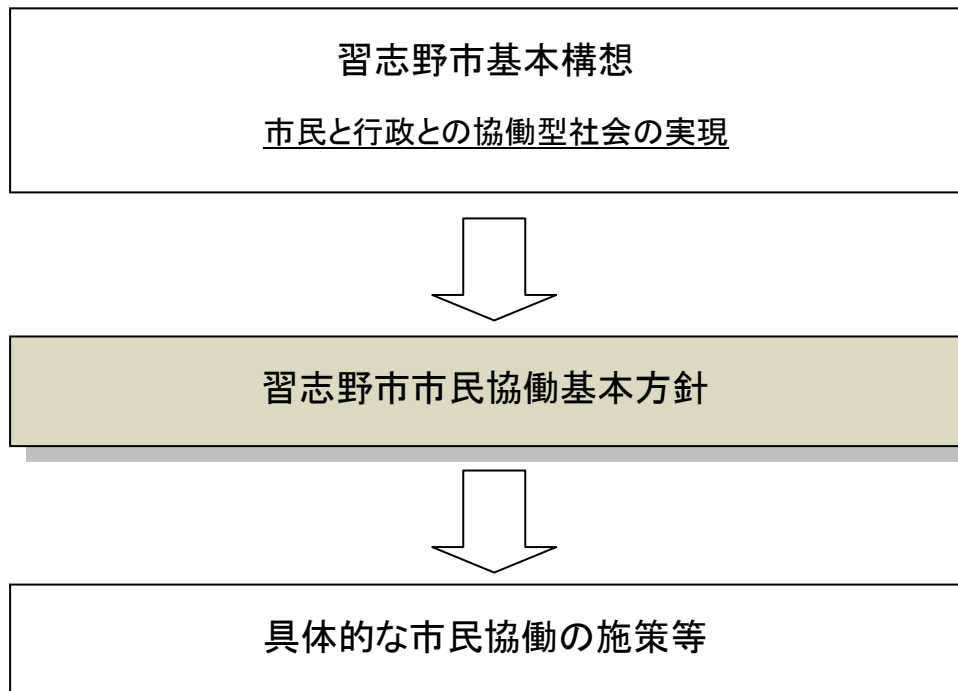
本市では、習志野市基本構想に「市民と行政との協働型社会の実現」を掲げ、協働によるまちづくりを進めてまいりましたが、今後は、市と協働しようとする市民、市民活動団体、企業・学校等にとっても、協働を進めようとする市職員にも、あらかじめ協働の意味や形態等を確認し協働の理解を深めることで、双方が共通認識を持ち協働を推進することが必要となります。

そこで、本市では、市民、市民活動団体、企業・学校等と市が協力・協調することを「市民協働」と位置づけ、市民協働のまちづくりを推進するための基本的な考え方と方向性を示すこの基本方針を策定しました。

なお、この基本方針は、学識経験者、市民活動団体、公募市民など10名の委員からなる習志野市市民協働基本方針策定委員会において検討し、パブリックコメント手続を経て、まとめられた委員会案をもとに策定したものです。

## (2) 基本方針の位置付け

この基本方針は、習志野市基本構想に掲げる、「市民と行政との協働型社会の実現」を具現化するための方針であり、市民協働の分野の施策や事業の上位に位置付けられます。



## (3) 見直し

この基本方針は、今後、協働の実績を積み重ね、その効果や課題の整理、ノウハウの蓄積を検証し、社会経済情勢の変化などを踏まえ必要に応じ見直します。

## 2. 用語の定義

この基本方針で使用する用語の定義は、次のとおりとします。

### (1) 市民

習志野市内に住んでいる者、市内に通勤・通学する者、その他市内で行われる市民活動に参加する個人、団体をいいます。

### (2) 市民活動団体

市民による自発的な意思によって行われ、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的に活動する非営利団体<sup>注1</sup>をいいます。

市民活動団体には、特定非営利活動法人（NPO法人）、法人格を持たないNPO、ボランティア活動団体、地縁型組織の町会・自治会などがあります。

特定の範囲の者で行われるサークル活動、同窓会、親睦会、趣味の会などは、市民活動団体に含まれませんが、活動内容を公益<sup>注2</sup>的な活動に広げることによって市民活動団体に発展します。

### (3) 企業・学校等

市内で活動を行っている営利を目的としている企業のほか、市民活動団体以外の非営利の公益法人および学校などの各種教育機関をいいます。

### (4) 市民等

市民、市民活動団体、企業・学校等をいいます。

### (5) 市

習志野市のことをいいます。

#### 注1：非営利団体とは

非営利団体は、自らの活動の目的を達成するために事業収益をあげることができ、事業活動を全て無償で行う訳ではありません。事業で得られた利益は一般企業のように構成員で配分することはせず、新たな活動の経費などに充てることで、事業の活性化につなげています。

#### 注2：公益とは

この基本方針では、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」ことを指します。

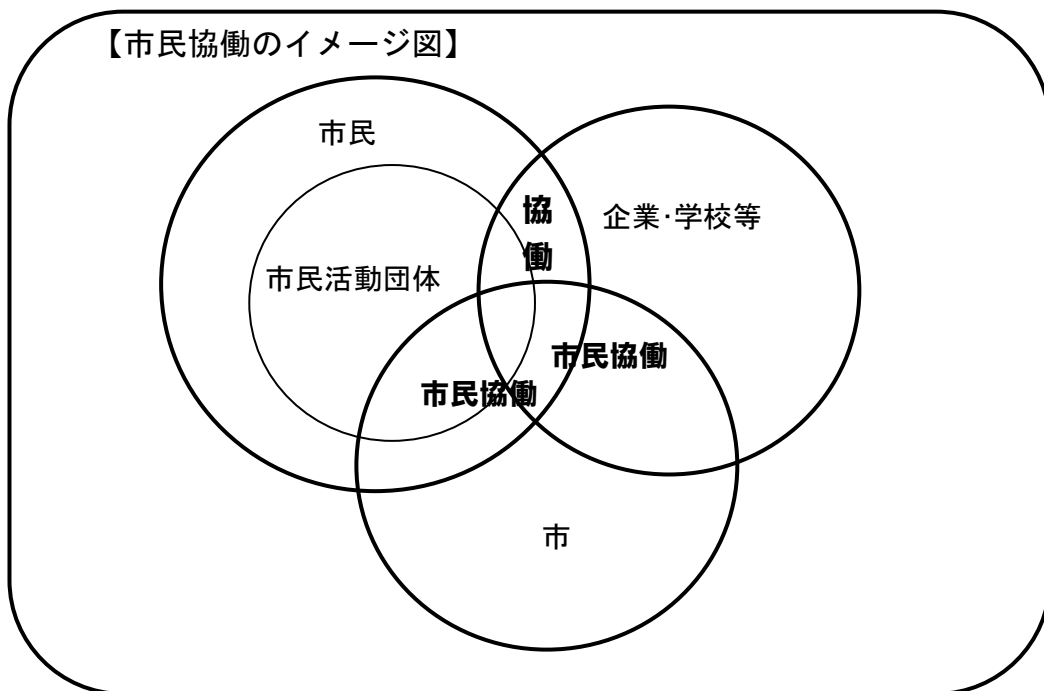
\*公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号および、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項の定義の中で、同様の表現をしています。

## (6) 市民協働

「市民協働」とは、市民、市民活動団体、企業・学校等と市が、互いの特性を理解し、対等な立場で共通の目標を達成するために協力・協調することをいいます。

また、「協働」とは、市民、市民活動団体、企業・学校等が互いに協力・協調することをいいます。

市民協働と協働を図示すると、次のようになります。



### 3. 市民協働の基本原則

市民協働によるまちづくりを推進するための基本原則を次のとおり定めます。

#### (1) 自主性・自立性

市民等と市は、それぞれの自主性と自立性を確保し、自らの責任のもと互いの力を十分に発揮することで、市民協働のまちづくりを進めます。

#### (2) 相互理解

お互いの長所・短所、立場など特性を理解し、尊重し合うことで、よりよい市民協働の関係を構築します。

また、お互いの足りないところは助け合い、補完し合いながら双方の役割を果たします。

#### (3) 目的の共有

それぞれの主体が地域の課題を認識し、「何のためにやるのか」という目的を共有することで市民協働のまちづくりを推進します。

また、「いつまでにどのような成果をあげるのか」という、達成しようとする目標を共有することも重要です。

#### (4) 対等な関係

市民協働にあたっては、市民等と市の一方が主体で他方が従属するような関係ではなく、相互依存関係に陥らない対等な関係に留意します。

また、対等な関係の中にも、適切な役割分担と責任の所在を明確化し、互いに緊張感を持って事業を展開します。

#### (5) 情報の公開・共有

市民等と市との市民協働の関係および市民協働事業の内容を広く社会に公開し、透明性を確保します。

また、市民協働に関する情報を収集し、適切に情報提供することで市民等と市が情報を共有し、市民協働に取り組みます。

## 4. 市民協働の形態等

### (1) 市民協働の形態

市民等と市との市民協働には、次に掲げるようなさまざまな形態があります。市民協働による事業の企画・立案や実施にあたっては、個々の事業の目的や内容に応じ適切な市民協働の形態を選択します。

#### ① 事業委託

市が行うべき事業の一部または全部を市民等に委託して実施する方法で、事業の実施主体は市であり、その実施および結果の責任は市が負うこととなります。

市民等への委託を推進していくことで民間の柔軟性や専門性などの特性が発揮され、先駆的な取り組みや多様なサービスが実現します。

#### ② 事業協力

市民等と市の間で、それぞれの特性を生かすような役割分担を取り決めた協定書等を締結し、一定期間、継続的な関係の下で事業を協力して行うことです。

#### ③ 補助・助成

市民等が主導して行う事業に、市が市民等の自主性・自立性を促し、事業効果を高める観点から資金的支援を行うことです。

#### ④ 共催

市民等と市が、共に主催者となって事業を行うことです。

市民等の提案や意見を取り入れるなど事業の企画・立案段階から協働による取り組みを行うことができます。

市民等と市が実行委員会や協議会を設置し事業を行うことも共催となります。

#### ⑤ 後援

市民等が行う事業に対して、市が後援を行うことで市民等の社会的信頼が増すとともに事業への理解・共通認識を深めることに結びつきます。

#### ⑥ 情報交換・意見交換

市民等と市が事業に生かすため、互いに情報提供、意見交換をすることです。

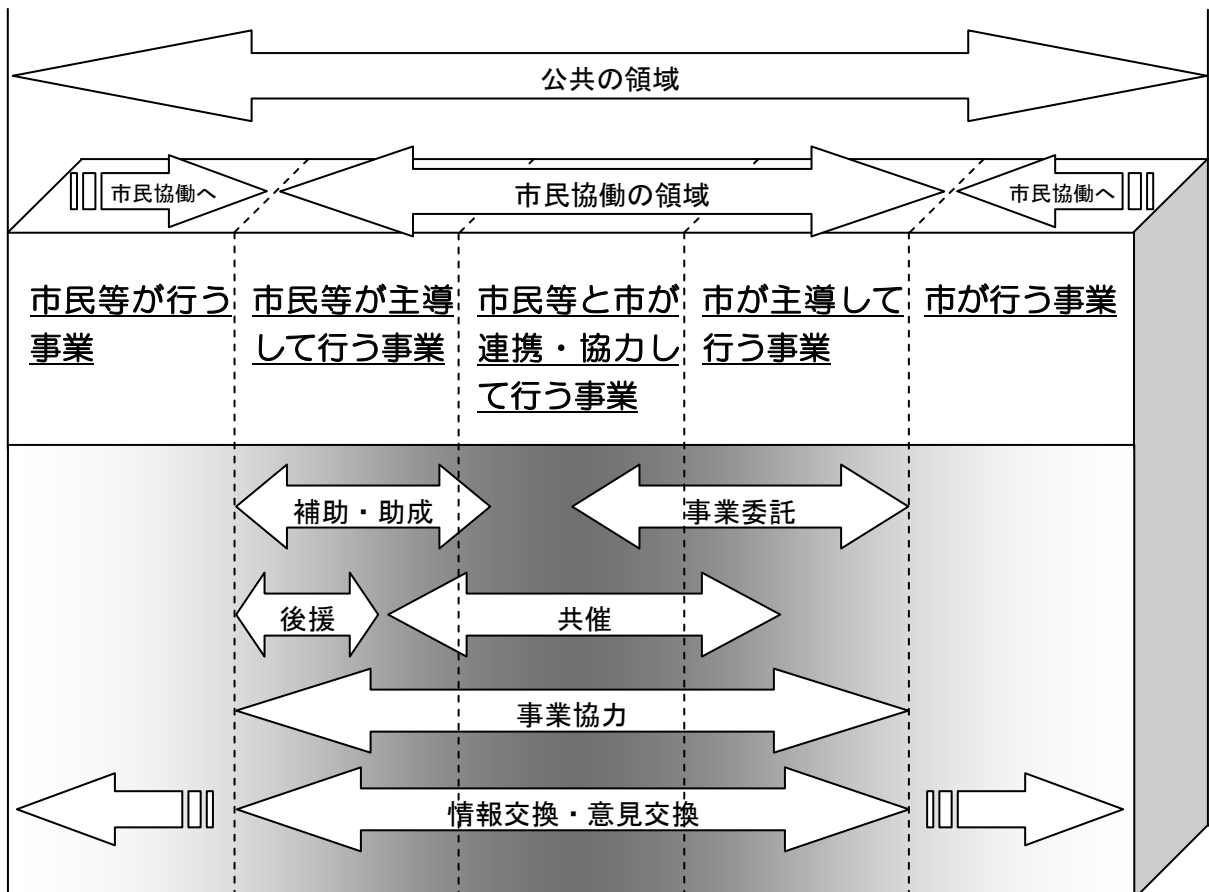
情報を提供しあうことで、地域の課題や新たな市民ニーズの発見につながります。



## (2) 市民協働の領域

市民等と市とのかかわり方は、市民等が責任を持ち主導して行うものから市が責任を持ち主導して行うものまで、3つの市民協働の領域に分けられます。

市民協働の形態と市民協働の領域の関係を図示すると、次のようになります。



### (3) 市民協働の分野

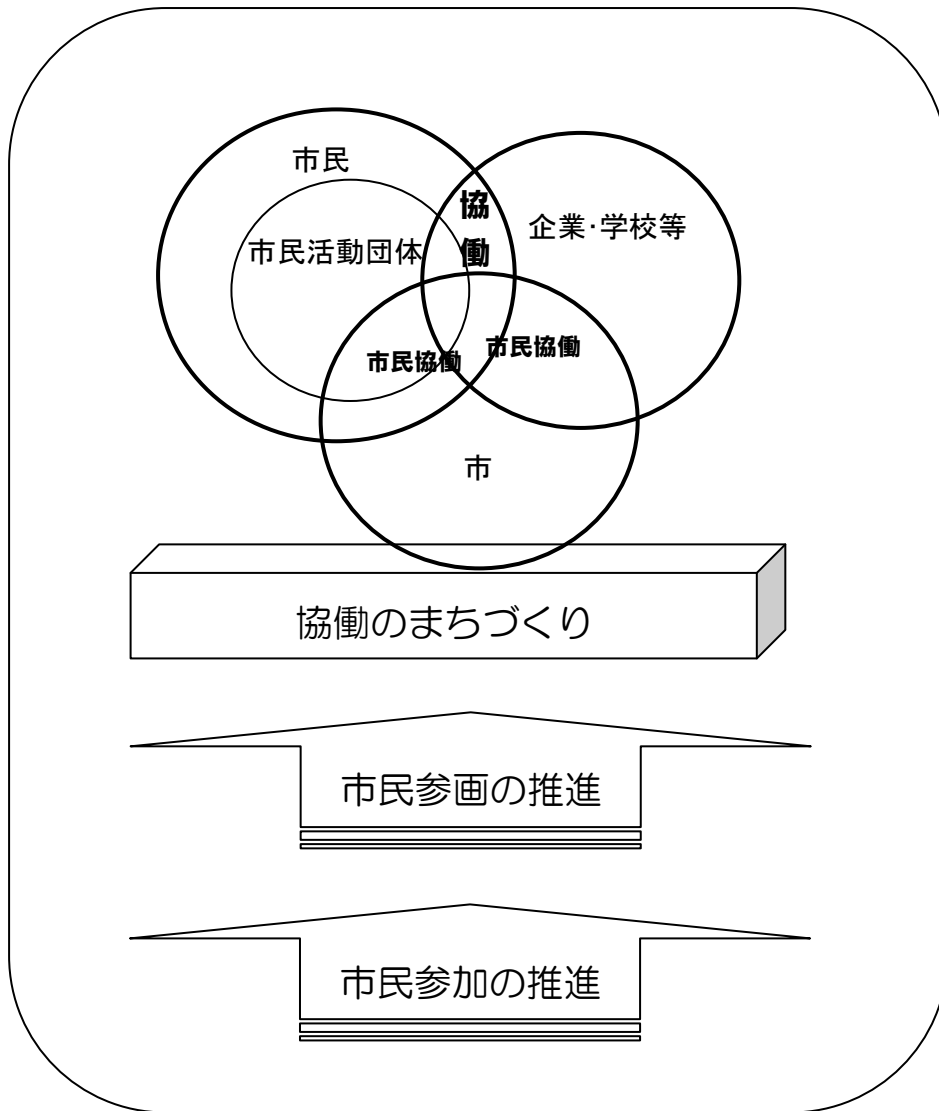
市民協働を実施する分野で最も参考となる例として、特定非営利活動促進法第2条第1項に定める別表には、特定非営利活動の種類として下記の17の活動が掲げられています。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤ 環境の保全を図る活動
- ⑥ 災害救援活動
- ⑦ 地域安全活動
- ⑧ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑨ 国際協力の活動
- ⑩ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑪ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑫ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑬ 科学技術の振興を図る活動
- ⑭ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑮ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑯ 消費者の保護を図る活動
- ⑰ ①から⑯までの活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

## 5. 市民協働と市民参加、市民参画の関係

市民参加、市民参画は市民等と市との距離を縮めるもので、市民協働の関係を築く土台となります。

市民参加とは、市民の皆さんがまちづくりの場面で加わることであり、市民参画とは、事業の企画・立案から実施、評価の各段階において、市民の皆さんの意見等を実質的に市政に反映するための方法です。



なお、市民参画の具体的な方法を資料編に掲げます。

## 6. 市民協働の各主体の役割

市民等と市は、それぞれの責任と役割を理解し、対等な立場で市民協働のまちづくりの推進に努めなければなりません。

そこで、各主体の役割は、次のとおりです。

### (1) 市民の役割

市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、地域社会の一員として地域の課題に関心を持ち、市民活動や市政に積極的に参加します。

### (2) 市民活動団体の役割

市民活動団体は、その活動に伴う社会的責任を自覚し、自己の責任の下市民活動を推進し、開かれた活動運営を行うことで広く市民の理解を得るよう努めます。

### (3) 企業・学校等の役割

企業・学校等は、市民協働のまちづくりの理解に努め、市民協働の推進および市民活動団体の活動に協力します。

### (4) 市の役割

市は、市民協働のまちづくりが活発に行われるよう、市民協働に関する施策を計画的かつ総合的に推進します。

また、市民協働に関する情報を積極的に提供するとともに、推進体制の整備を図ります。

### 市議会と市民協働との関係

市が市民協働を推進するにあたって、議決機関である市議会の機能は重要な位置を占めます。

市議会は、市民協働のまちづくりに市民の意思が反映するよう努めます。

## 7. 推進体制および環境の整備

市民協働によるまちづくりを推進していくためには、推進体制の整備とさまざまな環境の整備が必要です。

そこで、市では次の事項の取り組みや強化を図ります。

### (1) 推進体制の整備

市民協働の主体である市民、市民活動団体、企業・学校等および市を構成員とする市民協働推進のための組織を設置し、市民協働による施策等を進めます。

また、市民活動は、多様な分野で展開されており、市の複数の部署に関連したテーマで活動が行われる場合もあることから、市民協働に対応した横断的な部署間連携を強化するとともに、庁内の推進体制を整備します。

市民協働推進担当課は、市民等からの市民協働に関する相談等の窓口機能を果たし、庁内の協働に関するコーディネーター（調整役）およびファシリテーター（引き出し役・先導役）としての役割を担います。

### (2) 活動拠点の充実

市民活動の拠点としての市民協働インフォメーションルームは、平成15年11月にサンロード津田沼5階にオープンしました。

この市民協働インフォメーションルームは、情報収集の場、市民活動推進の場、交流の場としての3つの機能を備えており、オープンスペース、研修室、市民活動に必要な機器（コピー機、印刷機、パソコン等）を設置しています。

今後、より市民活動を促進するため新たな機器を設置し、サービスの充実を図るとともに、市民活動団体の活動内容を知ってもらう機会を設けるなど、PRの場として活用します。

### (3) 市民活動の支援

市民協働の担い手を育てる上で、市民活動を支援することも有効であり、その支援の一つに活動資金の補助・助成があります（補助・助成については6ページを参照）。

市では、市民活動団体が企画・提案する公益的な事業を支援するため、平成20年度から市民参加型補助金を実施しています。今後は実施状況を踏まえ、制度の見直し等を図りつつ、より良い支援となるようにしていきます。

また、この基本方針では「市民協働」を中心に上げてきましたが、市は「協働」の分野が充実、発展するよう努めます。

そこで、市民、市民活動団体、企業・学校等が交流しやすい環境を整えることに市として取り組みます。

さらに、市民活動団体による情報提供や団体間のネットワークづくりを支援する一環として、情報通信技術を活用し、市民協働専用のホームページを開設、運用します。

#### (4) 意識改革・人材育成

市民協働を推進するためには、学習の場を創造し、協働の意識づくりや市民協働についての啓発を行うことが重要です。

そこで、市職員一人ひとりが市民協働の内容や市民活動団体について理解し、認識を深めるための研修を実施します。さらに、市民協働事業を効果的に進めるため、市職員向けに市民協働を推進するにあたって参考となるマニュアルを作成します。

また、市民活動団体が抱えている課題の一つとして、人材不足があげられます。今後、市民活動を担う人材の育成と市民活動の参加の裾野を広げるため、市民活動の関心を高める講座や、既に市民活動に参加している者を対象にした企画力などの能力向上を図る研修等を開催します。

さらに、市民等と市が共に学びあい、互いの理解を深め合う機会を設けます。

#### (5) 市民活動団体等の連携・交流

市民協働の実施にあたっては、他の市民活動団体の活動状況を知ることでも重要です。そして、複数の市民活動団体がお互いの特性を生かし連携することで、それぞれが単独で市民協働を実施するよりもより良い結果を得ることが出来ます。

たとえば、それぞれの歴史や風土を持つ町会・自治会と市民活動団体とお互いを理解し、連携・協働することでより良い地域社会を形成することが出来ます。

そこで、市民活動団体間の連携を促し交流を深めるため、市民活動団体を紹介する情報誌を発行します。

具体的な事業として、市民活動団体と市が実行委員会形式により協働で実施する「みんなでまちづくり」の充実を図ります。

## 8. 市民協働事業の評価

市民協働事業を推進することは、事業の効果・効率を高め、市民サービスの質の向上を図ることが目的であり、実績を積み重ねる中で市民協働事業について評価し改善していくことが重要です。

市民協働事業の評価方法には、目標の達成度など成果に対する評価と、事業の実施段階で相互理解が進んだかなど過程に対する評価があります。

市民協働事業を評価するにあたって、チェックする項目は、下記のとおりとなります。

また、事業の評価は市民協働の担い手双方が行い、事業完了後だけでなく、随時行うことで適度な緊張感を保ち、対等な関係を保つことができます。

成果評価	<ul style="list-style-type: none"><li>① 事業目的や成果指標は達成されたか。</li><li>② 協働にふさわしい事業であったか。</li><li>③ 協働により、市民サービスの向上や事業効果が高まったか。</li><li>④ 協働しない場合に比べて、事業の効率性が高まったか。 (同じ経費でよりよい成果が得られたか。)</li><li>⑤ 非営利市民活動団体の専門性、先駆性、柔軟性などの特性と能力が生かされたか。</li><li>⑥ 協働の形態(委託、共催等)は適切な方法であったか。</li><li>⑦ 協働の相手先として適切であったか。</li></ul>
プロセス評価	<ul style="list-style-type: none"><li>① 相互理解は図られたか。</li><li>② 地域課題を把握し、共通認識が図られたか。</li><li>③ 事業目的、成果目標は十分共有されたか。</li><li>④ 対等な立場で協力して事業を行えたか。</li><li>⑤ 双方の自主性・自立性は尊重されたか。</li><li>⑥ 協働相手の選定は公平・公正で、かつ透明であったか。</li><li>⑦ 双方の役割分担、責任の所在を明確にし、それが果たされたか。</li><li>⑧ 事業完了の時期は明確であったか。</li></ul>